

一般事業主行動計画の策定・届出等について（お知らせ）

●「次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」といいます）」では、常時 101 人以上の労働者を雇用する事業主に対し、一般事業主行動計画（以下「行動計画」といいます）を策定し、その旨を都道府県労働局へ届け出ることを義務づけています。

現在の行動計画の計画期間が終了する事業主の皆様は、目標の達成状況を確認した上で、新たな行動計画を策定し、労働局へ策定届を届け出られるようお願いいたします。

※厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/> から届出様式をダウンロードしてください。

●女性活躍推進法が改正され、令和元年 6 月 5 日に公布されました。

令和 4 年 4 月 1 日から行動計画の策定・届出等の義務適用対象が労働者数 101 人以上の事業主に拡大されますので、貴社の女性の活躍状況を把握・課題分析した上で、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、労働局へお届けください。（一体型様式をご活用下さい。）

●行動計画の策定・届出及び女性の活躍状況の把握・課題分析の方法等については、広島労働局雇用環境・均等室へお問い合わせください。

※改正法については、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html> をご参照ください。

【一般事業主行動計画の届出、問い合わせ先】

広島労働局 雇用環境・均等室

〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6 - 30 広島合同庁舎第 2 号館 5 階

電話：(082) 221-9247 FAX：(082) 221-2356

～女性活躍推進法が改正されました～

令和元年6月5日公布

一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

事業主の皆さまにおかれては、下記の改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大**されます。**(令和4年4月1日施行)**

(※) 労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

(※) 今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定める項目から任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

労働者が301人以上の事業主の皆さまへ

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ① **職業生活に関する機会の提供**に関する実績、
 - ② **職業生活と家庭生活との両立**に資する雇用環境の整備に関する実績
- の**各区分から1項目以上公表**する必要があります。**(令和2年6月1日施行)**

(※) 現行は下記の14項目から任意の1項目以上を公表することとなっています。

(※) **行動計画の数値目標の設定についても同じく①②の各区分から1項目以上の設定が必要です。****(令和2年4月1日施行)**

<各区分の情報公表項目>

① 職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立実績
<ul style="list-style-type: none">採用した労働者に占める女性労働者の割合男女別の採用における競争倍率労働者に占める女性労働者の割合係長級にある者に占める女性労働者の割合管理職に占める女性労働者の割合役員に占める女性の割合男女別の職種又は雇用形態の転換実績男女別の再雇用又は中途採用の実績	<ul style="list-style-type: none">男女の平均継続勤務年数の差異男女別の継続雇用割合男女別の育児休業取得率労働者の一人当たりの時間外労働及び休日労働の1月あたりの合計時間数雇用管理区分ごとの労働者の一人当たりの時間外労働及び休日労働の1月あたりの合計時間数有給休暇取得率

女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）を創設します

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「**プラチナえるぼし**」認定を創設します。**(令和2年6月1日施行)**

なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準の詳細については、厚生労働省令において示される予定です。

<現行の女性活躍推進法に基づき実施すべき取組>

①一般事業主行動計画の策定・届出

<ステップ1> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

①採用した労働者に占める女性労働者の割合、②男女の平均継続勤務年数の差異、③労働時間の状況、④管理職に占める女性労働者の割合等を把握し、課題分析を行ってください。

<ステップ2> 一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

ステップ1を踏まえて、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、労働者に周知・外部へ公表してください。

<ステップ3> 一般事業主行動計画を策定した旨の届出

一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出てください。

<ステップ4> 取組の実施、効果の測定

定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

②女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について公表する情報を選択し、求職者が簡単に閲覧できるように公表してください。

☆ 情報公表の際は、厚生労働省が運営する
「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。
(URL : <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)



☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ 女性活躍推進法の改正内容及び一般事業主行動計画の策定等のお問い合わせについては、**広島労働局雇用環境・均等室**までお問い合わせください。

お問い合わせ先

広島労働局 雇用環境・均等室

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒730-8538

広島市中区上八丁堀6番30号

広島合同庁舎第2号館5階

電話番号 **082-221-9247**



厚生労働省 広島労働局 雇用環境・均等室